

令和7年度

北九州市予算

目 次

	頁
一 般 会 計	
一 般 会 計 予 算	1
特 別 会 計	
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	30
食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計 予 算	36
卸 売 市 場 特 別 会 計 予 算	39
渡 船 特 別 会 計 予 算	43
土 地 区 画 整 理 特 別 会 計 予 算	48
土 地 区 画 整 理 事 業 清 算 特 別 会 計 予 算	54
港 湾 整 備 特 別 会 計 予 算	57
公 債 償 還 特 別 会 計 予 算	62
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 特 別 会 計 予 算	66
土 地 取 得 特 別 会 計 予 算	69
駐 車 場 特 別 会 計 予 算	73
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 予 算	76
産 業 用 地 整 備 特 別 会 計 予 算	79
漁 業 集 落 排 水 特 別 会 計 予 算	82

介 護 保 險 特 別 会 計 予 算	85
空 港 関 連 用 地 整 備 特 別 会 計 予 算	93
臨 海 部 産 業 用 地 貸 付 特 別 会 計 予 算	96
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	99
市 民 太 陽 光 発 電 所 特 別 会 計 予 算	104
市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理 特 別 会 計 予 算	107
上 水 道 事 業 会 計 予 算	111
工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算	117
交 通 事 業 会 計 予 算	121
病 院 事 業 会 計 予 算	126
下 水 道 事 業 会 計 予 算	130
公 営 競 技 事 業 会 計 予 算	134

一 般 会 計

令和 7 年度 北 九 州 市 一 般 会 計 予 算

令和 7 年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 643,483,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000 千円とする。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		188,458,010
	1 市民税	81,769,000
	2 固定資産税	74,963,000
	3 軽自動車税	2,443,000
	4 市たばこ税	7,420,000
	5 鉱産税	24,000
	6 特別土地保有税	10
	7 入湯税	10,000
	8 事業所税	7,445,000
	9 都市計画税	12,842,000
	10 環境未来税	1,064,000
	11 宿泊税	478,000

(単位：千円)

款	項	金額
2 地方譲与税		3,239,000
	1 地方揮発油譲与税	1,007,000
	2 自動車重量譲与税	1,728,000
	3 森林環境譲与税	145,000
	4 特別とん譲与税	303,000
	5 航空機燃料譲与税	26,000
	6 石油ガス譲与税	30,000
3 利子割交付金		47,000
	1 利子割交付金	47,000
4 配当割交付金		680,000
	1 配当割交付金	680,000
5 株式等譲渡所得割交付金		350,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 株式等譲渡所得割交付金	350,000
6 分離課税所得割交付金		133,000
	1 分離課税所得割交付金	133,000
7 法人事業税交付金		2,712,000
	1 法人事業税交付金	2,712,000
8 地方消費税交付金		23,941,000
	1 地方消費税交付金	23,941,000
9 ゴルフ場利用税交付金		43,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	43,000
10 環境性能割交付金		798,000
	1 環境性能割交付金	798,000
11 軽油引取税交付金		5,810,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 軽油引取税交付金	5,810,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		30,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	30,000
13 地方特例交付金		1,085,000
	1 地方特例交付金	1,029,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	56,000
14 地方交付税		82,500,000
	1 地方交付税	82,500,000
15 交通安全対策特別交付金		268,000
	1 交通安全対策特別交付金	268,000
16 分担金及び負担金		1,948,015
	1 負担金	1,948,015

(単位：千円)

款	項	金額
17 使用料及び手数料		14,992,692
	1 使用料	10,513,151
	2 手数料	4,479,541
18 国庫支出金		134,460,308
	1 国庫負担金	108,173,921
	2 国庫補助金	25,871,463
	3 委託金	414,924
19 県支出金		36,434,961
	1 県負担金	28,810,343
	2 県補助金	5,039,733
	3 委託金	2,584,885
20 財産収入		7,173,412

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	1, 125, 604
	2 財産売却収入	6, 047, 808
21 寄附金		3, 968, 850
	1 寄附金	3, 968, 850
22 繰入金		22, 621, 881
	1 特別会計繰入金	1, 267, 733
	2 基金繰入金	21, 354, 148
23 繰越金		10
	1 繰越金	10
24 諸収入		73, 101, 561
	1 延滞金加算金及び過料	141, 949
	2 市預金利子	8, 527

(単位：千円)

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	36,288,408
	4 受託事業収入	133,636
	5 収益事業収入	28,300,000
	6 雑入	8,229,041
25 市債		38,687,300
	1 市債	38,687,300
歳入	合計	643,483,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,582,497
	1 議会費	1,582,497
2 総務費		56,373,058
	1 総務職員費	18,545,847
	2 総務管理費	6,543,448
	3 企画費	20,384,282
	4 市民費	4,932,552
	5 徴税費	2,656,964
	6 戸籍住民基本台帳費	1,581,927
	7 選挙、人事委員会及び監査委員費	1,064,242
	8 統計調査費	658,262
	9 繰出金	5,534

(単位：千円)

款	項	金額
3 保健福祉費		189,551,149
	1 保健福祉職員費	9,537,828
	2 社会福祉費	89,881,269
	3 公衆衛生費	10,824,745
	4 環境衛生費	522,036
	5 保健所費	1,145,891
	6 生活保護費	44,158,614
	7 災害救助費	28,379
	8 繰出金	33,452,387
4 子ども家庭費		81,900,478
	1 子ども家庭職員費	5,013,991
	2 子ども家庭費	76,872,312

(単位：千円)

款	項	金額
	3 繰出金	14,175
5 環境費		19,711,232
	1 環境職員費	3,173,938
	2 環境費	16,537,294
6 労働費		574,600
	1 労働諸費	574,600
7 農林水産業費		2,686,998
	1 農林水産業職員費	650,704
	2 農業費	916,032
	3 林業費	287,679
	4 水産業費	796,290
	5 繰出金	36,293

(単位：千円)

款	項	金額
8 産業経済費		48,533,856
	1 産業経済職員費	1,637,637
	2 産業学術費	44,742,310
	3 観光振興費	1,680,985
	4 繰出金	472,924
9 土木費		34,804,410
	1 土木職員費	4,453,990
	2 土木管理費	759,528
	3 道路橋りょう費	14,552,076
	4 河川費	3,207,558
	5 都市計画費	10,566,279
	6 繰出金	1,264,979

(單位：千円)

款	項	金額
10 港湾費		10,876,351
	1 港湾職員費	1,299,218
	2 港湾管理費	1,936,432
	3 港湾整備費	6,732,909
	4 埋立費	906,312
	5 繰出金	1,480
11 建築行政費		8,101,900
	1 建築職員費	1,635,209
	2 建築管理費	4,104,826
	3 住宅建設費	2,361,865
12 消防費		12,659,288
	1 消防費	12,659,288

(単位：千円)

款	項	金額
13 教育費		77,191,681
	1 教育職員費	51,422,604
	2 教育総務費	1,280,468
	3 小学校費	10,134,335
	4 中学校費	7,771,280
	5 高等学校費	155,385
	6 特別支援学校費	3,438,014
	7 社会教育費	1,452,727
	8 保健体育費	1,535,982
	9 繰出金	886
14 災害復旧費		953
	1 鉦害復旧費	953

(単位：千円)

款	項	金額		
15 諸支出金		98,634,549		
	1 公債償還特別会計繰出金	68,496,082		
	2 公営企業費	7,757,247		
	3 基金積立金	22,381,220		
16 予備費		300,000		
	1 予備費	300,000		
歳	出	合	計	643,483,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎管理運営経費	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	783,000
公用車リース経費（本庁舎）	自 令和 8 年 度 至 令和 15 年 度	18,700
文書館昇降機改修事業	令和 8 年 度	16,000
市政テレビ制作及び放送委託経費	令和 8 年 度	43,900
メールセンター管理運営経費	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	51,300
公金収納デジタル化事業（財務会計システム）	令和 8 年 度	34,800
データエントリー業務委託経費	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	13,200
領収済通知書等仕分け・発送・登録業務委託経費	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	9,500
財務会計システム基盤更新事業	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	146,400
OCR機器更新経費	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	19,500
総合コールセンター兼代表交換システムリース及び保守事業	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	90,200

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
門司港地域複合公共施設整備事業（区役所）	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	5,103,600
公用車リース経費（門司区分）	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	7,000
公用車リース経費（門司・小倉南・若松・八幡東区分）	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	6,400
公用車リース経費（小倉北区分）	自 令和 8 年 度 至 令和 15 年 度	310,000
公共施設LED化モデル事業（戸畑区役所）	自 令和 8 年 度 至 令和 17 年 度	111,200
女性の視点を生かした都市課題解決推進事業	令和 8 年 度	5,000
BPR（業務改革）推進事業	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	28,600
公共施設予約システム利用経費	自 令和 8 年 度 至 令和 11 年 度	45,700
電子申請システム利用経費	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	33,800
ICTインフラ整備運用事業	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	31,800
申請管理システム整備運用事業	自 令和 8 年 度 至 令和 11 年 度	93,500

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁内イントラネット管理・運用事業	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	402,200
行政情報検索サービス経費	令和 8 年 度	11,900
総務事務センター委託経費	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	979,200
若松市民会館改修事業	令和 8 年 度	350,600
J：COM北九州芸術劇場改修事業	令和 8 年 度	90,900
門司港地域複合公共施設整備事業（市民会館）	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	2,900,600
電話設備整備事業（文学館）	自 令和 8 年 度 至 令和 14 年 度	490
若松体育館改修事業	令和 8 年 度	108,300
美術館アネックス棟大規模改修事業	令和 8 年 度	1,179,300
自然史・歴史博物館空調用熱源改修事業	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	524,400
自然史・歴史博物館ネットワーク機器更新事業	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	42,900

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（自然史・歴史博物館）	自 令和 8 年 度 至 令和 14 年 度	3,310
市民センターパソコンリース事業	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	31,600
門司港地域複合公共施設整備事業（生涯学習センター）	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	978,100
固定資産税納税通知書作成経費	令和 8 年 度	11,000
法人市民税申告書等作成経費	令和 8 年 度	1,800
税務システム等の標準準拠システム移行事業	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	1,056,800
市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	19,300
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	14,600
市税領収済通知書等仕分け・発送業務委託経費	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	3,500
地方税ポータルシステム利用経費	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	32,300
住基ネット統合端末等リース経費	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	16,200

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
住民票への振り仮名記載事業	令和 8 年 度	19,600
地域包括支援センターシステム関連機器リース経費	令和 8 年 度	6,800
公用車リース経費（地域包括支援センター業務）	令和 8 年 度	6,300
公用車リース経費（統括支援センター業務）	令和 8 年 度	400
北九州ハイツ解体事業	令和 8 年 度	186,000
国保年金課窓口等業務改善事業	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	357,900
新門司老人福祉センター屋根改修事業	令和 8 年 度	31,600
年長者研修大穴生学舎空調機更新事業	令和 8 年 度	26,100
総合療育センター医療機器整備事業	令和 8 年 度	2,200
第2夜間・休日急患センター医事会計システムリース経費	自 令和 8 年 度 至 令和 11 年 度	2,800
保健環境研究所空調設備改修事業	令和 8 年 度	31,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
東部斎場制御盤シーケンサー等更新事業	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	88,300
標準準拠システム移行経費（子ども・子育て支援システム）	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	85,600
シン・子育てファミリー・サポート事業	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	55,700
保育士宿舍借り上げ支援事業	令和 8 年 度	25,600
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	174,000
放課後児童クラブ整備リース経費	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	12,000
子ども・若者応援センター「YELL」運営委託経費	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	70,500
不法投棄防止環境パトロール車リース経費	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	560
ごみ収集指定袋制及び分別等啓発実施事業	令和 8 年 度	246,500
ごみ処理委託経費	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	1,570,800
家庭ごみ及びし尿処理手数料システム改修事業	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	90,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ごみ収集車両リース経費	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	2,900
プラスチック一括回収資源化事業	自 令和 8 年 度 至 令和 11 年 度	1,317,200
西港し尿圧送所光触媒脱臭装置リース経費	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	5,800
新門司工場機器整備事業	令和 8 年 度	195,100
皇后崎工場機器整備事業	令和 8 年 度	169,300
北九州国際展示場施設整備事業（空調設備改修）	令和 8 年 度	16,800
北九州国際展示場施設整備事業（自動検針システムセンター装置更新）	令和 8 年 度	11,500
北九州市中小企業景気対応資金融資信用保証に対する債務負担	北九州市中小企業融資制度要綱第7条に定める景気対応資金の残高の存する期間	北九州市中小企業景気対応資金融資信用保証の事故率5%以内における福岡県信用保証協会損失負担額の1/2額
北九州市中小企業地域みらい促進資金融資信用保証に対する債務負担	北九州市中小企業融資制度要綱第7条に定める地域みらい促進資金の残高の存する期間	北九州市中小企業地域みらい促進資金融資信用保証の事故率5%以内における福岡県信用保証協会損失負担額の2/3額

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学術研究都市留学生宿舍管理運営事業	自 令和 8 年 度 至 令和 16 年 度	279,000
北九州国際会議場施設整備事業	令和 8 年 度	16,100
公用車リース経費（MICE推進業務）	自 令和 8 年 度 至 令和 13 年 度	3,010
公用車リース経費（地籍調査業務）	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	1,100
道路維持事業（国道322号ほか）	令和 8 年 度	210,000
道路維持事業（鱒淵八幡東自転車道線ほか）	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	561,000
道路維持事業（国道199号）	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	2,800,000
河川改良事業（神嶽川）	令和 8 年 度	323,400
街路事業（戸畑枝光線）	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	7,400,000
門司港地域複合公共施設整備事業（港湾空港局庁舎）	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	1,453,400
港湾情報システム保守管理委託事業	自 令和 8 年 度 至 令和 11 年 度	112,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
響灘東地区処分場整備事業	令和 8 年 度	2,000,000
港湾施設LED照明等導入事業	令和 8 年 度	8,200
市営住宅管理システム改修事業	令和 8 年 度	103,300
公金収納デジタル化事業（市営住宅管理システム）	令和 8 年 度	25,600
公共施設LED化モデル事業（市営住宅）	自 令和 8 年 度 至 令和 17 年 度	1,800
市営住宅計画保全事業（南丘団地）	令和 8 年 度	187,500
患者情報管理システム運用及び保守業務委託事業	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	57,900
常備車両更新経費	令和 8 年 度	758,400
消防通信指令システム全面更新事業	令和 8 年 度	6,000
電気自動車充電設備リース経費	自 令和 8 年 度 至 令和 14 年 度	10,500
常備車両リース経費	自 令和 8 年 度 至 令和 15 年 度	51,500

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
教育総務事務センター委託事業	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	835,200
公用車リース経費（学校教育相談業務）	自 令和 8 年 度 至 令和 14 年 度	16,800
通学支援業務（学校規模適正化）	令和 8 年 度	20,200
電話設備整備事業（小学校）	令和 8 年 度	300
学校給食調理業務民間委託事業（小学校）	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	2,393,400
パソコン整備事業（小学校）	自 令和 8 年 度 至 令和 13 年 度	628,100
小学校外国語活動補助事業	令和 8 年 度	150,400
公用車リース経費（学校教育指導業務）	自 令和 8 年 度 至 令和 11 年 度	2,300
小学校建設事業	自 令和 8 年 度 至 令和 11 年 度	38,500
電話設備整備事業（中学校）	令和 8 年 度	200
学校給食調理業務民間委託事業（中学校）	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	1,714,800

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中学校給食配送業務委託事業	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	1,001,100
パソコン整備事業（中学校）	自 令和 8 年 度 至 令和 13 年 度	201,400
中学校・高等学校外国語活動補助事業	令和 8 年 度	87,500
中学校建設事業	令和 8 年 度	7,100
電話設備整備事業（特別支援学校）	令和 8 年 度	100
パソコン整備事業（特別支援学校）	自 令和 8 年 度 至 令和 13 年 度	111,900
特別支援学校スクールバス運行委託事業	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	1,471,600
八幡西特別支援学校エレベーター改修事業	令和 8 年 度	35,700
特別支援学校建設事業	自 令和 8 年 度 至 令和 12 年 度	13,000
門司港地域複合公共施設整備事業（図書館）	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	1,432,000
中央図書館照明設備改修事業	令和 8 年 度	42,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央図書館非常用電源装置改修事業	令和 8 年 度	28,200
電話設備整備事業（図書館）	自 令和 8 年 度 至 令和 14 年 度	1,600
令和7年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令和 7 年 度 至 令和 17 年 度	元金 1,058,000,000千円 及び利子相当額
令和7年度における地方債証券（グリーンボンド）の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令和 7 年 度 至 令和 17 年 度	元金 129,500,000千円 及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の国の無利子貸付金に対する債務保証（建設資金）	自 令和 7 年 度 至 令和 27 年 度	250,000
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（建設資金）	自 令和 7 年 度 至 令和 27 年 度	借入金 250,000千円 及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（借換え資金）	自 令和 7 年 度 至 令和 27 年 度	借入金 10,383,000千円 及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設建設事業	7,095,200	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	590,900			
子ども家庭施設建設事業	407,700			
環境施設建設事業	3,211,500			
農林水産施設建設事業	387,500			
産業経済施設建設事業	825,200			
土木施設建設事業	12,918,200			
港湾施設建設事業	4,885,100			
建築行政施設建設事業	1,220,000			
消防施設建設事業	937,100			
教育施設建設事業	5,190,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
福岡北九州 高速道路公社出資金	千円 78,000		%	
福岡北九州 高速道路公社貸付金	203,000			
上水道事業出資金	737,600			

特 別 会 計

議案第 2 号

令和 7 年度 北九州市 国民健康保険特別会計 予算

令和 7 年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 94,831,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		14,072,511
	1 国民健康保険料	14,072,511
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		176,220
	1 国庫補助金	176,220
4 県支出金		68,936,195
	1 県負担金	192,008
	2 県補助金	68,744,187
5 繰入金		11,447,564
	1 繰入金	11,447,564
6 繰越金		57,500

(単位：千円)

款	項	金額
7 諸収入	1 繰越金	57,500
		141,000
	1 延滞金加算金及び過料	2,000
	2 雑入	139,000
歳入	合計	94,831,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1, 811, 234
	1 総務管理費	1, 811, 234
2 保険給付費		68, 313, 788
	1 保険給付費	68, 313, 788
3 国民健康保険事業費納付金		23, 799, 475
	1 医療給付費分納付金	16, 777, 823
	2 後期高齢者支援金等分納付金	5, 318, 973
	3 介護納付金分納付金	1, 702, 679
4 保健事業費		799, 003
	1 保健事業費	799, 003
5 諸支出金		57, 500
	1 償還金及び還付加算金	57, 500

(単位：千円)

款	項	金額
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		94,831,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新統合収滞納システム標準化対応経費	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	162,700
国保年金課窓口等業務改善事業	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	969,400
高速プリンター・封入・封緘機等リース経費	自 令和 8 年 度 至 令和 14 年 度	48,100

議案第 3 号

令和 7 年度 北九州市 食肉センター特別会計予算

令和 7 年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 359,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		142,318
	1 使用料	142,318
2 財産収入		586
	1 財産運用収入	586
3 繰入金		184,915
	1 繰入金	184,915
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		31,171
	1 雑入	31,171
歳 入	合 計	359,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 食肉センター費		358,800
	1 食肉センター費	336,594
	2 繰出金	22,206
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		359,000

議案第 4 号

令和 7 年度 北九州市卸売市場特別会計予算

令和 7 年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 962,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		426,435
	1 使用料	426,435
2 繰入金		158,134
	1 繰入金	158,134
3 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
4 諸収入		196,531
	1 雑入	196,531
5 市債		131,000
	1 市債	131,000
歳 入	合 計	962,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 卸売市場費		960,100
	1 卸売市場費	866,932
	2 繰出金	93,168
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		962,100

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 131,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 5 号

令和 7 年度 北 九 州 市 渡 船 特 別 会 計 予 算

令和 7 年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 498,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		59,327
	1 使用料	59,296
	2 手数料	31
2 国庫支出金		52,842
	1 国庫補助金	52,842
3 県支出金		20,000
	1 県補助金	20,000
4 財産収入		712
	1 財産運用収入	712
5 繰入金		314,476
	1 繰入金	314,476
6 繰越金		50,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 繰越金	50,000
7 諸収入		1,243
	1 雑入	1,243
歳	入	合
		計
		498,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 渡船事業費		498,400
	1 渡船事業費	472,797
	2 繰出金	25,603
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		498,600

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
若戸航路運航等業務民間委託事業	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	432,300
公用車リース経費	自 令和 8 年 度 至 令和 13 年 度	3,400

令和 7 年度 北九州市 土地区画整理特別会計 予算

令和 7 年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,015,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		18
	1 使用料	8
	2 手数料	10
2 国庫支出金		1,301,100
	1 国庫補助金	1,301,100
3 財産収入		240,256
	1 財産貸付収入	5,481
	2 財産売払収入	234,775
4 繰入金		1,223,146
	1 繰入金	1,223,146
5 繰越金		10
	1 繰越金	10

(単位：千円)

款	項	金額
6 諸収入		2,970
	1 雑入	2,970
7 市債		3,247,600
	1 市債	3,247,600
歳	入	合
		計
		6,015,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		6,015,100
	1 土地区画整理事業費	5,255,538
	2 繰出金	759,562
歳 出	合 計	6,015,100

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
折尾土地区画整理事業	令和8年度	245,200

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 3,247,600	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

令和 7 年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

令和 7 年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 清算徴収金		148
	1 清算徴収金	148
2 繰越金		142
	1 繰越金	142
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		300
	1 土地区画整理事業清算費	300
歳 出 合 計		300

令和 7 年度 北 九 州 市 港 湾 整 備 特 別 会 計 予 算

令和 7 年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,743,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		3,082,281
	1 使用料	3,082,281
2 財産収入		171,212
	1 財産運用収入	171,212
3 繰入金		388,790
	1 一般会計繰入金	461
	2 特別会計繰入金	388,329
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		117,507
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 貸付金収入	45,516

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑入	71,981
6 市債		1,984,000
	1 市債	1,984,000
歳	入	合
		計
		5,743,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		5,738,800
	1 機能施設事業費	3,757,826
	2 繰出金	1,979,474
2 予備費	3 基金積立金	1,500
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	5,743,800

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機能施設事業	千円 1,984,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 9 号

令和 7 年度 北九州市公債償還特別会計予算

令和 7 年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 190,324,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		125,168,000
	1 繰入金	125,168,000
2 市債		65,156,000
	1 市債	65,156,000
歳 入 合 計		190,324,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		186,091,574
	1 公債費	186,091,574
2 繰出金		4,232,426
	1 繰出金	4,232,426
歳 出 合 計		190,324,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 65,156,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 10 号

令和 7 年度 北九州市 住宅新築資金等貸付特別会計予算

令和 7 年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		225
	1 県補助金	225
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		665
	1 貸付金元利収入	555
	2 雑入	110
歳 入 合 計		900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		900
	1 住宅新築資金等貸付事業費	900
歳 出 合 計		900

令和 7 年度 北九州市土地取得特別会計予算

令和 7 年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,143,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		2,178,614
	1 財産運用収入	10
	2 財産売払収入	2,178,604
2 繰入金		49,586
	1 繰入金	49,586
3 市債		1,915,600
	1 市債	1,915,600
歳 入	合 計	4,143,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地先行取得費		4,143,800
	1 土地先行取得費	1,919,528
	2 繰出金	2,224,272
歳 出	合 計	4,143,800

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地先行取得事業	千円 1,915,600	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

令和 7 年度 北 九 州 市 駐 車 場 特 別 会 計 予 算

令和 7 年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 514,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		334,600
	1 使用料	334,600
2 繰越金		177,500
	1 繰越金	177,500
3 諸収入		2,400
	1 雑入	2,400
歳 入	合 計	514,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		514,000
	1 駐車場事業費	314,000
	2 繰出金	200,000
2 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		514,500

議案第 13 号

令和 7 年度 北九州市 母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 7 年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		14,175
	1 繰入金	14,175
2 繰越金		89,112
	1 繰越金	89,112
3 諸収入		121,113
	1 貸付金元利収入	121,113
歳 入	合 計	224,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		224,400
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	151,424
	2 繰出金	72,976
歳 出	合 計	224,400

議案第 14 号

令和 7 年度 北九州市 産業用地整備特別会計予算

令和 7 年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,887,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		1,854,968
	1 財産運用収入	19,968
	2 財産売却収入	1,835,000
2 繰越金		32,432
	1 繰越金	32,432
歳 入 合 計		1,887,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		1,887,400
	1 産業用地整備事業費	58,482
	2 繰出金	1,828,918
歳 出	合 計	1,887,400

議案第 15 号

令和 7 年度 北九州市 漁業集落排水特別会計予算

令和 7 年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10
	1 分担金	10
2 使用料及び手数料		2,087
	1 使用料	2,087
3 繰入金		36,293
	1 繰入金	36,293
4 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
5 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	41,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 漁業集落排水費		40,400
	1 漁業集落排水費	22,316
	2 繰出金	18,084
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		41,400

令和 7 年度 北九州市介護保険特別会計予算

令和 7 年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,464,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		18,994,047
	1 介護保険料	18,994,047
2 使用料及び手数料		13,615
	1 手数料	13,615
3 国庫支出金		27,023,982
	1 国庫負担金	18,015,888
	2 国庫補助金	9,008,094
4 支払基金交付金		28,306,556
	1 支払基金交付金	28,306,556
5 県支出金		15,507,710
	1 県負担金	15,026,856
	2 財政安定化基金支出金	10

(単位：千円)

款	項	金額
	3 県補助金	480,844
6 財産収入		20,020
	1 財産運用収入	20,010
	2 財産売払収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		18,457,179
	1 一般会計繰入金	16,392,512
	2 基金繰入金	2,064,667
9 繰越金		841,616
	1 繰越金	841,616
10 諸収入		4,255

(単位：千円)

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 雑入	4,245
11 市債		10
	1 財政安定化基金貸付金	10
12 介護予防ケアマネジメント事業費収入		295,000
	1 介護予防サービス計画費収入	294,980
	2 介護予防ケアマネジメント事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	10
歳 入	合 計	109,464,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		3,076,911
	1 総務管理費	2,161,911
	2 介護認定費	915,000
2 保険給付費		101,669,925
	1 介護サービス等諸費	101,669,925
3 地域支援事業費		3,591,361
	1 地域支援事業費	3,591,361
4 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
5 保健福祉事業費		293,000
	1 保健福祉事業費	293,000
6 基金積立金		20,000

(単位：千円)

款	項	金額		
7 諸支出金	1 基金積立金	20,000		
		39,814		
8 繰出金	1 償還金及び還付加算金	39,814		
		277,979		
9 予備費	1 繰出金	277,979		
		200,000		
10 介護予防ケアマネジメント事業費	1 予備費	200,000		
		295,000		
	1 介護予防サービス計画費	295,000		
歳	出	合	計	109,464,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護システム標準化対応経費	令和8年度	258,100
現行総合収納システム過渡期標準化対応経費	令和8年度	4,000
新統合収滞納システム標準化対応経費	自 令和8年度 至 令和9年度	131,900
介護認定審査会支援システム標準化対応経費	令和8年度	90,300
介護認定事務処理システム標準化対応経費	令和8年度	59,900

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	<small>千円</small> 10	証書借入	<small>%</small> 無利子	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

議案第 17 号

令和 7 年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

令和 7 年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		10
	1 財産売払収入	10
2 繰越金		3,480
	1 繰越金	3,480
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	3,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		3,500
	1 空港関連用地整備事業費	3,420
	2 繰出金	80
歳 出	合 計	3,500

議案第 18 号

令和 7 年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

令和 7 年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 468,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		468,600
	1 財産運用収入	468,600
歳 入 合 計		468,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		468,600
	1 臨海部産業用地貸付事業費	468,600
歳 出 合 計		468,600

令和 7 年度 北九州市 後期高齢者医療特別会計 予算

令和 7 年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,728,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		14,703,196
	1 後期高齢者医療保険料	14,703,196
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 国庫支出金		69,329
	1 国庫補助金	69,329
4 繰入金		5,427,386
	1 繰入金	5,427,386
5 繰越金		526,844
	1 繰越金	526,844
6 諸収入		1,145
	1 延滞金及び過料	694

(単位：千円)

款	項	金額
	2 償還金及び還付加算金	110
	3 雑入	341
歳	入	合
		計
		20,728,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		652, 735
	1 総務管理費	471, 435
	2 徴収費	181, 300
2 後期高齢者医療広域連合納付金		19, 994, 741
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	19, 994, 741
3 諸支出金		30, 524
	1 償還金及び還付加算金	30, 524
4 予備費		50, 000
	1 予備費	50, 000
歳 出 合 計		20, 728, 000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
国保年金課窓口等業務改善事業	自 令和 8 年 度 至 令和 10 年 度	358,200
後期高齢者医療システム改修事業	令和 8 年 度	20,200
新統合収滞納システム標準化対応経費	自 令和 8 年 度 至 令和 9 年 度	85,600

議案第 20 号

令和 7 年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

令和 7 年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 103,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 発電収入		60,992
	1 発電収入	60,992
2 繰越金		42,008
	1 繰越金	42,008
歳 入 合 計		103,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		96,000
	1 市民太陽光発電所事業費	29,740
	2 繰出金	66,260
2 予備費		7,000
	1 予備費	7,000
歳 出 合 計		103,000

議案第 21 号

令和 7 年度 北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算

令和 7 年度北九州市の市立病院機構病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,461,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		1,966,300
	1 貸付金元利収入	1,966,300
2 市債		1,495,200
	1 市債	1,495,200
歳 入 合 計		3,461,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債管理事業費		3,461,500
	1 市立病院機構病院事業債管理事業費	1,495,200
	2 繰出金	1,966,300
歳 出	合 計	3,461,500

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	千円 1,495,200	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和7年度 北九州市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔水道事業〕

(1) 給水戸数	513,780戸
(2) 総配水量	102,947千 m^3
(3) 一日平均配水量	282,047 m^3
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	6,296,290千円
ロ 浄水場整備事業	2,110,027千円
ハ 導送水施設整備事業	504,371千円

〔水道用水供給事業〕

(1) 給水事業者数	5 事業者
(2) 総給水量	9,125千 m^3
(3) 一日平均給水量	25,000 m^3

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	<u>収</u>	<u>入</u>
第1款 水道事業収益		20,175,742 千円
第1項 営業収益		17,250,625 千円
第2項 営業外収益		2,863,983 千円
第3項 特別利益		61,134 千円
	<u>支</u>	<u>出</u>
第1款 水道事業費		21,579,434 千円
第1項 営業費用		19,172,555 千円
第2項 営業外費用		2,370,837 千円
第3項 特別損失		16,042 千円
第4項 予備費		20,000 千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u>	<u>入</u>
第2款 用水供給事業収益		1,094,806 千円
第1項 営業収益		999,699 千円
第2項 営業外収益		95,097 千円
第3項 特別利益		10 千円
	<u>支</u>	<u>出</u>
第2款 用水供給事業費		1,004,437 千円
第1項 営業費用		907,777 千円
第2項 営業外費用		95,650 千円
第3項 特別損失		10 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,708,119千円（水道事業 7,393,986千円、水道用水供給事業 314,133千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

【水道事業】

	<u>収</u>	<u>入</u>	
第1款 水道事業資本的収入			8,508,410 千円
第1項 企業債			6,982,000 千円
第2項 出資金			121,289 千円
第3項 工事負担金			1,063,109 千円
第4項 固定資産売却代金			339,002 千円
第5項 預託金返還金			3,000 千円
第6項 その他資本的収入			10 千円
	<u>支</u>	<u>出</u>	
第1款 水道事業資本的支出			15,902,396 千円
第1項 施設費			12,494,728 千円
第2項 企業債償還金			3,400,337 千円
第3項 投資			200 千円
第4項 預託金			3,000 千円
第5項 国庫補助金返還金			4,131 千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業資本的收入		2,027,060 千円
第1項 企 業 債		1,081,700 千円
第2項 出 資 金		737,600 千円
第3項 工 事 負 担 金		207,740 千円
第4項 固定資産売却代金		10 千円
第5項 その他資本的收入		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業資本の支出		2,341,193 千円
第1項 施 設 費		2,144,730 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		195,963 千円
第3項 国庫補助金返還金		500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
受 託 工 事	令 和 8 年 度	180,000 <small>千円</small>
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	令 和 8 年 度	1,100,000
宗像地区水道料金等徴収業務委託経費	自 令 和 8 年 度 至 令 和 12 年 度	896,000
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 令 和 8 年 度 至 令 和 11 年 度	7,000
負 担 金 工 事	令 和 8 年 度	150,000
配 水 管 改 良 事 業	令 和 8 年 度	60,000
浄 水 場 整 備 事 業	令 和 8 年 度	1,618,000
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 令 和 8 年 度 至 令 和 9 年 度	2,000
庁内イントラネット端末リース経費	自 令 和 8 年 度 至 令 和 9 年 度	2,000
用 水 供 給 事 業	令 和 8 年 度	385,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 6,982,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
水道用水供給事業	1,081,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31,380千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

令和7年度 北九州市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|-----------------------|
| (1) | 給水事業所数 | 70事業所 |
| (2) | 総給水量 | 45,891千m ³ |
| (3) | 一日平均給水量 | 125,730m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		2,069,406 千円
第1項 営業収益		1,828,292 千円
第2項 営業外収益		241,104 千円
第3項 特別利益		10 千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費		1,992,532 千円
第1項 営業費用		1,913,338 千円
第2項 営業外費用		72,184 千円
第3項 特別損失		10 千円
第4項 予備費		7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 633,043千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 工業用水道事業資本的収入		1,551,625 千円
第1項 企 業 債		1,374,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金		51,200 千円
第3項 工 事 負 担 金		126,405 千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金		10 千円
第5項 其 他 資 本 的 収 入		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 工業用水道事業資本的支出		2,184,668 千円
第1項 施 設 費		2,067,668 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		117,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄 水 場 整 備 事 業	令 和 8 年 度	207,000 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設事業	千円 1,374,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,928千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

令和7年度北九州市交通事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 乗 合 車	
イ 車 両 数	82台
ロ 年間走行キロメートル	2,926,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	4,268,000人
ニ 一日平均輸送人員	11,693人
(2) 貸 切 車	
イ 車 両 数	21台
ロ 年間走行キロメートル	486,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	605,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,657人
(3) 主要な建設改良事業	
イ 旅客自動車購入事業	101,300千円
ロ 旅客自動車整備事業	17,727千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 自動車運送事業収益		2,156,753 千円
第1項 営業収益		1,716,014 千円
第2項 営業外収益		440,719 千円
第3項 特別利益		20 千円
	支 出	
第1款 自動車運送事業費		2,162,867 千円
第1項 営業費用		2,049,737 千円
第2項 営業外費用		111,120 千円
第3項 特別損失		10 千円
第4項 予備費		2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 76,666千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 自動車運送事業資本的収入		116,627 千円
第1項 企業債		73,300 千円
第2項 国庫補助金		10 千円
第3項 県支出金		1,507 千円
第4項 固定資産売却代金		10 千円
第5項 その他資本的収入		41,800 千円

	<u>支 出</u>	
第 1 款 自動車運送事業資本の支出		193,293 千円
第 1 項 建設改良費		142,193 千円
第 2 項 企業債償還金		49,100 千円
第 3 項 予備費		2,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
旅 客 自 動 車 リ ー ス 経 費	自 令 和 8 年 度 至 令 和 17 年 度	127,250 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車等整備事業	千円 73,300	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、354,423千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

令和7年度 北九州市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 病 床 数 | 155床 |
| (2) 主要な建設改良事業 | |
| イ 北九州市立門司病院主要設備改修事業 | 55,980千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、医業費用中の資産減耗費 14,000千円の財源に充てるため、企業債 8,800千円を借り入れる。

	収 入	
第1款 病院事業収益		303,101 千円
第1項 医業収益		58,201 千円
第2項 医業外収益		244,890 千円
第3項 特別利益		10 千円
	支 出	
第1款 病院事業費		461,247 千円
第1項 医業費用		431,019 千円
第2項 医業外費用		30,218 千円
第3項 特別損失		10 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 680千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 病院事業資本的収入		388,533 千円
第1項 企業債		55,300 千円
第2項 出資金		333,233 千円
	支 出	
第1款 病院事業資本的支出		389,213 千円
第1項 建設改良費		55,980 千円
第2項 企業債償還金		333,233 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
旧 八 幡 病 院 解 体 事 業	令 和 8 年 度	176,000 <small>千円</small>

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧八幡病院解体事業	千円 8,800	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
北九州市立門司病院主要設備改修事業	55,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,730千円である。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

令和7年度 北九州市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	142,389千m ³	
(2) 水洗化助成戸数	12戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管渠布設	6,096,510千円	小倉北区宇佐町・片野新町地区、 小倉南区沼本町・上葛原二丁目地区等
ロ ポンプ場整備	1,084,000千円	若松ポンプ場等
ハ 処理場整備	1,324,000千円	皇后崎浄化センター等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		26,974,717 千円
第1項 営業収益		20,588,443 千円
第2項 営業外収益		6,386,244 千円
第3項 特別利益		30 千円

	<u>支 出</u>	
第1款 下水道事業費		28,016,352 千円
第1項 営業費用		26,382,187 千円
第2項 営業外費用		1,599,145 千円
第3項 特別損失		15,020 千円
第4項 予備費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,249,055千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収 入</u>	
第1款 下水道事業資本的収入		13,846,703 千円
第1項 企業債		7,056,000 千円
第2項 国庫補助金		4,091,555 千円
第3項 負担金		398,018 千円
第4項 寄附金		9,951 千円
第5項 貸付金回収金		959 千円
第6項 基金繰入金		2,290,200 千円
第7項 その他資本的収入		20 千円

	<u>支 出</u>	
第1款 下水道事業資本的支出		24,095,758 千円
第1項 建設改良費		12,880,239 千円
第2項 企業債償還金		8,404,192 千円
第3項 投資		2,811,327 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 建 設 事 業	自 令 和 8 年 度 至 令 和 10 年 度	7,455,000 ^{千円}
ポ ン プ 場 修 繕 経 費	令 和 8 年 度	140,000
施 設 改 良 事 業	自 令 和 8 年 度 至 令 和 9 年 度	600,000
施 設 改 良 事 業	令 和 8 年 度	700,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 7,056,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,131,656千円である。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

令和7年度 北九州市公営競技事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度北九州市の公営競技事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔競輪事業〕

(1) 年間開催日数	76 日
(2) 年間車券発売金	55,000,000 千円
(3) 1日平均車券発売金	723,684 千円
(4) 年間場間場外発売金	3,381,500 千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 小倉競輪場施設整備事業	184,996 千円

〔モーターボート競走事業〕

(1) 年間開催日数	174 日
(2) 年間舟券発売金	140,000,000 千円
(3) 1日平均舟券発売金	804,598 千円
(4) 年間場間場外発売金	9,414,969 千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 若松モーターボート競走場施設整備事業	3,088,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔競輪事業〕

	収	入
第1款 競輪事業収益		56,163,665 千円
第1項 営業収益		55,838,396 千円
第2項 営業外収益		272,766 千円
第3項 特別利益		52,503 千円
	支	出
第1款 競輪事業費		54,787,109 千円
第1項 営業費用		54,728,193 千円
第2項 営業外費用		57,906 千円
第3項 特別損失		1,010 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収	入
第2款 モーターボート競走事業収益		143,530,112 千円
第1項 営業収益		143,472,490 千円
第2項 営業外収益		57,612 千円
第3項 特別利益		10 千円
	支	出
第2款 モーターボート競走事業費		135,157,016 千円
第1項 営業費用		134,975,024 千円
第2項 営業外費用		180,982 千円
第3項 特別損失		1,010 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 32,775,985千円（競輪事業 253,376千円、モーターボート競走事業 32,522,609千円）は利益剰余金処分量 25,000,000千円及び損益勘定留保資金等 7,775,985千円で補てんするものとする。）。

〔競輪事業〕

	収	入	
第1款 競輪事業資本的収入			135,605 千円
第1項 出 資 金			80,000 千円
第2項 固定資産売却代金			55,605 千円
	支	出	
第1款 競輪事業資本的支出			388,981 千円
第1項 建設改良費			204,181 千円
第2項 企業債償還金			75,000 千円
第3項 投 資			109,800 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収	入	
第2款 モーターボート競走事業資本的収入			863,055 千円
第1項 固定資産売却代金			55 千円
第2項 基金繰入金			863,000 千円
	支	出	
第2款 モーターボート競走事業資本的支出			33,385,664 千円
第1項 建設改良費			3,363,217 千円
第2項 企業債償還金			908,000 千円
第3項 投 資			4,114,447 千円
第4項 繰 出 金			25,000,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
旧 計 算 セ ン タ ー 解 体 工 事 実 施 設 計 委 託 事 業	令 和 8 年 度	12,000 ^{千円}

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第8条 利益剰余金のうち 25,000,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金 25,000,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武 内 和 久